

衆議院 災害対策特別委員會議録 第十四号

平成二十三年八月二十三日(火曜日)

午前九時二十分開議

出席委員

委員長 吉田おさむ君
理事 糸川 正晃君 梶原 康弘君
理事 古賀 敬章君 中根 康浩君
理事 橋本 清仁君 長島 忠美君
理事 古川 禎久君 石田 祝稔君
理事 網屋 信介君 石井登志郎君
理事 西山 敬貴君 今井 雅人君
理事 大西 孝典君 柿沼 正明君
理事 岸本 周平君 小室 寿明君
理事 小山 展弘君 後藤 祐一君
理事 近藤 和也君 齋藤やすのり君
理事 空本 誠喜君 高野 守君
理事 高橋 昭一君 高邑 勉君
理事 富岡 芳忠君 中野渡詔子君
理事 畑 浩治君 浜本 宏君
理事 皆吉 稻生君 森本 和義君
理事 山本 剛正君 湯原 俊二君
理事 吉川 政重君 若泉 征三君
理事 江藤 拓君 小里 泰弘君
理事 金子 恭之君 北村 茂男君
理事 柴山 昌彦君 竹下 亘君
理事 谷 公一君 森山 裕君
理事 江田 康幸君 塩川 鉄也君
理事 重野 安正君

総務大臣政務官 逢坂 誠二君
厚生労働大臣政務官 岡本 充功君
国土交通大臣政務官 市村浩一郎君
政府参考人 高橋 洋君
(農林水産省大臣官房参事)
政府参考人 加藤 利男君
(国土交通省都市局長)
政府参考人 西出 則武君
(国土交通省水管理・国土 関 克己君
保全局長)
政府参考人 阿部 進君
(気象庁予報部長)
衆議院調査局第三特別調査 室長

委員の異動
八月二十三日

辞任

補欠選任

打越あかし君
大西 健介君
齋藤やすのり君
畑 浩治君
吉川 政重君
秋葉 賢也君
梶山 弘志君
林 幹雄君
高橋千鶴子君
同日
辞任
柿沼 正明君
小室 寿明君
後藤 祐一君
中野渡詔子君
湯原 俊二君
金子 恭之君
北村 茂男君
高橋千鶴子君
同日
補欠選任
高野 守君
浜本 宏君
石井登志郎君
畑 浩治君
齋藤やすのり君
梶山 弘志君
林 幹雄君

柴山 昌彦君 秋葉 賢也君
塩川 鉄也君 高橋千鶴子君

同日

辞任

補欠選任

石井登志郎君 大西 健介君
高野 守君 打越あかし君
浜本 宏君 吉川 政重君

八月四日

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一四号)(予)
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一五号)(予)

同日

辞任

補欠選任

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、参法第一九号)(予)
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出、参法第二〇号)(予)

同日

辞任

補欠選任

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一九号)
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参議院提出、参法第二〇号)

同日

辞任

補欠選任

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一四号)(予)
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一五号)(予)

七月二十二日
新燃岳噴火に伴う防災対策等に関する陳情書外一件(福岡県北九州市小倉北区内の一、佐々木健五外一名)(第一九六号)
震災対策関係施策の充実・強化に関する陳情書(松山市一番町四の四の二寺田修)(第一九七号)
被災者に対する各種受給権の差し押さえ禁止債権化を求めることに関する陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八森山博)(第一九八号)

八月二日

震災対策の積極的な推進に関する意見書(名古屋市長)(第五九二五号)
総合的な津波対策の推進についての意見書(愛知県議)(第五九二六号)
大規模災害対策等の充実強化を求める意見書(広島県議)(第五九二七号)
津波被害軽減のための住居及び事業所移転促進のための意見書(静岡県議)(第五九二八号)
「東海・東南海・南海三連動地震の対策強化を求める意見書(静岡県議)(第五九二九号)
東南海・南海地震等の大規模災害対策の推進を求める意見書(兵庫県議)(第五九三〇号)
東南海・南海地震を想定した震災対策関係施設の充実強化を求める意見書(愛媛県議)(第五九三一号)

八月九日

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一四号)(予)
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一五号)(予)

八月九日

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一四号)(予)
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名提出、参法第一五号)(予)

〔福岡市議会〕(第五九三二五号)

避難施設における防災機能の整備の推進を求め
る意見書 長崎市議会(第五九三二六号)

防災機能の強化等を求める意見書(埼玉県議会)
(第五九三二七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生
活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院
提出、参法第一九号)

東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関
する法律案(参議院提出、参法第二〇号)

災害対策に関する件

○吉田委員長 これより会議を開きます。
参議院提出、災害弔慰金の支給等に関する法律
案及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律
案及び東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等
に関する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。参議院災害
対策特別委員長松下新平君。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生
活再建支援法の一部を改正する法律案
東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関
する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○松下参議院議員 おはようございます。

ただいま議題となりました災害弔慰金の支給等
に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を
改正する法律案並びに東日本大震災関連連義援金
に係る差押禁止等に関する法律案の両法律案につ
いて、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げま
す。

本年三月十一日の東日本大震災は、東北三県を

中心に甚大な被害をもたらしました。現在、その
復旧と復興に向けて、我々国会議員の一人一人
も、それぞれの持ち場、立場で全力を尽くしてい
るところですが、東日本大震災を起因とする、い
わゆる二重ローン被害も深刻です。

例えば、津波で住宅が流れてしまったとして
も、その住宅ローンはなくなりません。今までど
おり毎月の返済を続けていかなければなりません。
事業向け融資も同様です。工場や機械、漁
船、農機具などの生産手段をすべて失っても、今
までどおり返済を続けていかなければなりません。

他方で、生活を再建するには、新たな住宅が必
要です。仕事を再開するには、工場を再建し、機
械や漁船、農機具を購入しなければなりません。
そのために、またローンを組み、融資を受ける必
要があれば、これまでの債務に重ねて、新たな債
務を背負うこととなります。この結果、東日本大
震災の被災者の多くが二重ローンに苦しんでお
られます。

これに対して、被災者の苦しみや負担を社会全
体で分かち合い、支え合う仕組みとして、被災者
生活再建支援法があります。被災者の生活再建
のために、この法律に基づいて最高額三百万円の
被災者生活再建支援金、以下、単に支援金と言
います、が支払われます。また、同趣旨の災害弔慰
金の支給等に関する法律に基づき、最高額五百万
円の災害弔慰金、以下、単に弔慰金と言いま
す、が支払われます。さらには、人々の善意が赤
十字や県、市町村等を通じて義援金として被災者
に届けられます。

言うまでもなく、支援金、弔慰金、見舞金に関
しては制度の目的に、義援金に関しては寄附者の
意図に照らして、被災者みずからにおいて、被災
者らのあすへの第一歩のために使っていただくべ
きお金です。被災者の多くが二重ローンに苦しむ
中、その趣旨に反して、銀行や金融機関、サラ金
や高利貸しが被災者に対する債権を回収するため

に、差し押さえ、横取りしてしまうことは、私
たちの正義に反します。

ところが、現行法においては、これら支援金、
弔慰金、見舞金、義援金に対する差し押さえが禁
止されていません。それゆえに、これら金銭の受
給権を差し押さえ禁止債権とし、受給権に基づい
て現実に被災者の手元に届いた現金を差し押さ
え禁止財産としようとするのが両案の趣旨です。
次に、両案の主な内容について御説明申し上げ
ます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生
活再建支援法の一部を改正する法律案において
は、第一に、災害弔慰金の支給等に関する法律に
基づいて支払われる弔慰金、見舞金の受給権、被
災者生活再建支援法に基づいて支払われる支援金
の受給権を差し押さえ禁止債権といたします。
第二に、右受給権にとどまらず、これら受給権
に基づいて被災者へ支払われた金銭自体も差し押
さえ禁止財産といたします。

第三に、地方公共団体において実施している弔
慰金、見舞金、支援金と同趣旨の金銭給付や、い
わゆる賞しゅつ金等に関しても、同様に差し押さ
え禁止とすべき場合もあり得ると思われまますの
で、そのための検討と必要な措置を講ずることを
定めています。

次に、東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止
等に関する法律案においては、東日本大震災に関
する義援金の受給権と、これに基づいて被災者へ
支払われた義援金について、差し押さえ禁止債権
ないしは差し押さえ禁止財産とすることを定めて
います。

なお、両案は本年三月十一日にさかのぼって適
用されますが、既に確定した差し押さえ命令等に
関しては、その結果を覆さないことといたしま
す。

以上が、両法律案の提案の趣旨及び主な内容で
す。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。(拍手)

○吉田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わ
りました。

○吉田委員長 両案につきましては、質疑、討論
ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入
ります。

まず、参議院提出、災害弔慰金の支給等に関す
る法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正す
る法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、参議院提出、東日本大震災関連連義援金
に係る差押禁止等に関する法律案について採決いた
します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次に、災害対策に関する件につ
いて調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として農林
水産省大臣官房参事官高橋洋君、国土交通省都
局長加藤利男君、国土交通省水管理・国土保全局
長関克己君及び気象庁予報部長西出則武君の出席
を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○吉田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本剛正君。

○山本剛正委員 おはようございます。民主党の山本剛正でございます。

きょうは、久しぶりに質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。関係の皆様は心から御礼を申し上げます。

時間も短いので、早速質問に入らせていただきますと思います。

ことしの三月十一日、もう御存じのとおり、未曾有の大震災が東北地方を襲いまして、以降、日本は国難にさらされているわけでありまして、国会では、早期の復興に向けて、政府を初め与野党の議員の皆さんがさまざまな努力をされておられますが、まずここで、この災害特と復興特の役割に関しまして整理をして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

言うまでもなく、復興特では、今回の東日本大震災の被災地の復興に向けて多岐にわたる論議がなされているわけでありまして、地震、津波の被害からの復興復興はもとより、いまだ行方不明になっておられる方々の捜索や被災者の皆様へのさまざまな支援、そしてまた原子力発電所の事故による対応等、今回の震災に限定して、一日も早い復興復興の実現に向けた取り組みについて復興特では熟議をされているわけでございます。

一方、この災害特においては、東日本大震災への対応はもちろんでございますけれども、全国で起こり得る災害に向けた取り組みや実際の災害への対応を論議し、さまざまな災害から国民生活の安心、安全を守っていかねばなりません。言わねば、この委員会では、我が国の災害に対する危機管理能力について大いに論議し、確立することが求められているわけでありまして。

危機管理能力には、危機の際、その被害をどのようにして最小限に抑えるかということや、危機が起こる前にその危機を想定して備えておくかという程度予測可能なものもありませんけれども、予測できないものも多々あるわけでありまして。

そこで、大臣にお伺いをいたします。

東日本大震災から五カ月がたちまして、その余震もまだまだ続いている今日ではございますけれども、我が国で地震が起こる可能性は全国にあるわけでありまして。現在の地震、津波対策がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○平野国務大臣 御指摘のとおり、今、日本は、極端な話をしますと、いつ何とき大きな地震が起こってもおかしくないという状況にある地域もありません。そういったことも踏まえまして、それに備えた対策をとるということは喫緊の課題であるというふうに認識をしております。地震、津波被害の軽減のためには、防災施設の計画的な整備などのハード対策とあわせまして、災害発生時の円滑な避難を行うためのソフト対策を総合的かつ一体的に実施していくことが必要である、こういう基本認識に立っております。

そのため、これまでは、建築物や防災施設の耐震化や、避難地、避難路の整備、津波予報の迅速化や精度向上、避難勧告指示等の住民への的確な伝達、海岸堤防、河川堤防等の整備などに鋭意取り組んできたところでありますけれども、今回の大震災では、御案内のとおり、東日本の太平洋沿岸全域において想定を超える大津波が発生しました。人的、物的被害も極めて大きなものになりました。この事実を真摯に受けとめまして、これを教訓に、次への備えを確実にしていくことが必要であるというふうに考えております。

その一環として、中央防災会議の専門調査会を立ち上げまして、六月二十六日には中間取りまとめをいたしておきまして、まずは、津波に対する対応を中心に考えて今議論をさせていただいております。こういった中間取りまとめなどを踏まえ

まして、しっかりとした対策をとっていききたいというふうに考えております。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

次への備えというお話がございました。無論、今回の東日本大震災についてはまださまざまな検証が必要だということも私も思っております。早期にこれを検証して、新たな地震、津波対策というものを策定していかねばならないというところでございますけれども、しかし、先ほど申し上げたとおり、災害は予測ができないというものが大変多いというの事実でございますから、一刻も早い対策というものが必要だ、次の備えが必要だというふうに私は思っております。

そこで、具体的な新しい政策をいつごろ示して、どれぐらいの期間をかけて、万全を期すと言ったらあれなんですけれども、ロードマップがもしあれば、大臣、ぜひここでお示しをいただきたいというふうに思います。

○平野国務大臣 今、東日本大震災でどういうことが起こったのか、ここから得る教訓は何なのかということ、まず一つ、今詰めております。それと同時に、いわゆる東南海の三連動地震、こういったものがどういうメカニズムで起こるのだろうかといったことについての議論も始めております。

こういったことをできるだけ早く、今ロードマップというふうに言われましたけれども、時間はあるんじゃないかというふうに思っております。できるだけ早くやるということ、今鋭意検討を進めておきまして、まずは、東日本大震災における教訓といったことをしっかりと整理することに取り組みしたいというふうに思っております。

ちなみに、東日本大震災で得る教訓というのはさまざまございます。例えば、今の防災の考え方は、市町村の役割重視ということになりまして、もちろんこれは当然でありまして、災害が発生した現地の自治体は当然一義的にその被災者の支援に取り組みするというのが前提でございますが、御

案内のとおり、今回の津波は、現地の自治体そのものが被災をして機能できなくなりました。こういったこともございます。

それから、地震即完全停電ということで、何日間にもわたって停電をしたということ、こういったこともある意味では想定外であったということでございます。こういったことに対する対応もしっかりと考えていかねばならないということでございます。

さらに言いますと、今回の大震災、未曾有の被害が出たわけでございますけれども、あえて二つだけ指摘をさせていただきます。

一つは、発生時期が真冬でなかったこと、それからもう一つは、発生が真夜中であつたこと、この点もよく考えておく必要があるかと思っております。

真冬であつた場合、御案内のとおり、ガソリンも現地に行きませんでした、灯油も行きませんでした、情報の伝達も図られていませんでした。どういった状況になったのだろうか。そういったことも加えて想定しておかなければなりません。それから、真夜中であつた場合、完全停電であります。

情報も入らない、街灯の電気もつかない、こういった段階でどういったことが起こったのだろうか、こういったことも考えなければならぬということでございます。今、そういったことの課題をきちっと整理して、それを丁寧に分析しながらしっかりと対策を立てていくということで取り組んでまいりたいというふうに思います。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

いつ起こるか分からないという中で、確かに、夜中であつたりとか真冬であつたりという状況では、今回の震災の対応とまた違った対応が出たというふうに私も思います。ぜひ、そういったことを踏まえて、次の万全な備えというものを構築していただきたいというふうに思います。

図らずも、大臣から教訓という言葉が 나왔。私も、災害に対する意識や認識をこれから高めていく教育というものも一層重要となつてくる

のではないかなというふうに思っております。そして何よりも、今回の震災とその教訓を私たちは後世に伝えていく義務があるというふうに考えております。

そこで、今後の教育の中で災害という危機に対する教育をどのように進めていくのか、また今回の震災をどのように後世に伝えていくのか、大臣の強い思いをお知らせください。

○平野国務大臣 今回の大震災で何が起ったのか、これを踏まえて何をしなければならぬのか、これを後世にしっかりと引き継いでいくということは大事なことであり、このように思っております。

そのためには、繰り返しで恐縮でございますけれども、今回の東日本大震災で何が問題であったのか、今後何を検討しなければならぬのか、そういったことを整理して、これを分析して、後世にしっかりと引き継ぐということが大事であるというふうに思いますし、同時に、この災害については、繰り返し繰り返し教育の場においても話し合いをされるということが大事だというふうに思います。

今回の震災では、例えば、釜石の奇跡と呼ばれておりますけれども、釜石東中学校の生徒のように、過去の災害の教訓に基づき、継続的な防災教育や避難訓練を行うことにより、想定を超える津波であったにもかかわらず、適切な避難行動をとることができたといった例もございまして、こういったことも踏まえまして、災害教育、しっかりと引き継ぎやつていくことが大事であるというふうに認識をしております。

○山本剛委員 ありがとうございます。後世に伝えていくということは、本当に大事だと思います。ぜひ、しっかりと取り組んでいただけるようによろしくお願いを申し上げます。

では次に、新燃岳の噴火災害についてちよっとお聞きをしたいと思います。

議が行われたわけでありませけれども、ことしの一月、新燃岳は、五十二年ぶりに爆発的な噴火が起こつて、鹿児島県や宮崎県において大きな被害をもたらしたわけでありませ。

噴火当初は、空港の閉鎖や高速道路の通行どめ、それから鉄道の運行にも大きな影響を与えたわけでありませ。また、近隣住民は当然避難を余儀なくされました。農作物にも大きな影響を及ぼしました。

そこです、この新燃岳噴火災害について、現在の状況も含めて全体の被害状況、ハザードマップのつくりかえの必要性などについて東副大臣から、そして現在の新燃岳の状況と今後の見通しについては気象庁さんからぜひお答えをお願いいたします。

○東副大臣 お答えさせていただきます。新燃岳におきましては、本年一月二十六日に約三百年ぶりにマグマ噴火を起こして、これまでに十三回の爆発的噴火が確認されているところであります。

今回の一連の噴火による人的被害状況としては、降灰除去作業中の事故等により重傷十五名、軽傷二十一名となっております。また、空振や噴石により住宅のガラス、民家の太陽光パネル、自動車ガラス等の破損等も多数発生したほか、降灰により露地野菜やビニールハウスの農業施設等の農業被害も発生したところであります。

また、避難については、一月三十日に、火砕流を警戒して、高原町において五百十三世帯、千五百八十八名に対して避難勧告が発令されました。また、都市部においては、火口周辺に堆積した多量の火山灰による土石流の発生を懸念して、二月十七日に、千四百四十八世帯、二千五百二十三名に避難勧告が発令されるなど、現在までに計六回の避難勧告が発令されているところであります。

この間、前防炎大臣であります松本大臣が一月二十九日から三十日、また二月十一日から十二日、私自身も三月六日、七日に現地入りさせていただいて、降灰被害や空振被害の状況を確認し

て、地元自治体や関係機関による火山防災対応の状況をつぶさに把握するとともに、御指摘のありましたことも踏まえた上で、二月七日より現地に政府支援チームを派遣して、避難計画の策定を支援するガイドラインの作成や、噴石、空振などから身を守るための対応策について取りまとめて、被害軽減に向けて取り組んできたところであります。

いずれにいたしましても、新燃岳は今後も、火山活動は継続されていることから、新燃岳を含む霧島山全体のハザードマップとしての役割を果たす霧島火山防災マップや、今般、地元自治体で作成されました避難計画などを適切に活用して、引き続き、関係省庁や地元公共団体と密接に連携して、国民の安全、安心の確保に向け万全の対応をしております。

○西出政府参考人 新燃岳では、一月二十六日から本格的なマグマ噴火が始まり、多量の火山灰等の放出、火口内への溶岩の噴出、爆発的な噴火が発生しております。

新燃岳の噴火は、二月中旬以降、最盛期に比べれば規模や頻度は低下しておりますが、現在も継続しております。最近では八月六日にごく小規模な噴火が発生しました。

このように、新燃岳の噴火活動は低下してきております。しかし、新燃岳の北西地下深くのマグマだまりには深部からのマグマの供給が続いております。マグマだまりから新燃岳へ大量のマグマが上昇すれば、噴火活動が再び活発化する可能性があります。

気象庁では、大学等の関係機関と協力して観測体制の強化を図っており、今後も注意深く新燃岳の火山活動の監視を行ってまいります。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。おさまってきたとはいえ、まだまだ予断を許さない状況だというふうに認識をいたしました。それでは次に、農林水産省さんにお伺いをいたします。

今回の噴火は火山灰の降灰が非常に多いという

話を聞いておまして、農業への影響は深刻であるというふうに伺っております。宮崎県においては、口蹄疫の被害からやっつと、復興をしいこうといたってその復興が始まったばかりの中でのこの災害でございますから、関係の皆様は大変御苦労されているのではないかなというふうに思っております。

これまでの火山灰の降灰などによる農作物への被害状況、それから被災された農家の皆さんへの支援策などがあれば、ぜひお伺いをしたいというふうに思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。御指摘の新燃岳の噴火により農作物に出た被害、宮崎県及び鹿児島県におきまして、野菜などの収量や品質の低下が約一万三千ヘクタール、それからビニールハウスの破損十カ所が報告されております。被害額は約五億二千万円となっております。

こうした被害に対応して、農林水産省としては、農作物被害の軽減を図るための技術指導を徹底するとともに、被害農家への緊急支援として、火山灰の除去などの営農継続に必要な資材導入への支援、さらには土壌改良やビニールハウスなど、農作物への灰による被害を防ぐために必要な施設整備への支援などを実施してきたところであります。

今後とも、関係機関と緊密な連携を図り、被害防止に万全を期す考えでございます。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。宮崎県においては、農業は基幹産業でございますから、ぜひ、その支援を継続してお願いしたいというふうに思っております。

また、これは国交省さんにお伺いしますが、降灰量が多いということは、山間部に積もった火山灰が、梅雨の時期は大丈夫だったみたいなんですけれども、これから台風の季節を迎えるに当たって、火山泥流、いわゆる土石流となって被害をもたらすおそれというものも十分に考えていかねばならないと思うんですが、その対策があれ

ば、政務官、ぜひお願いします。

○市村大臣政務官 まず、新燃岳周辺には依然として大量の火山灰が堆積しておりまして、台風期に向けた土石流対策は非常に重要であると認識しております。

火山の噴火に伴う土石流など大規模な土砂災害が急迫し、かつ、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合には、国土交通省が自治体の避難勧告等の判断を支援するために必要な情報提供を実施できますよう土砂災害防止法を改正しまして、ことし五月に施行したところでございます。

また、国土交通省では、新燃岳噴火直後から、宮崎県都市及び高原町に対して、土石流に対する避難勧告等の判断を支援するため、土石流災害が想定される地域及び避難の参考となる雨量基準等の情報を提供しまして、また、改正土砂災害防止法施行後は同法に基づいた土砂災害緊急情報を各自治体に通知しておりまして、これらの情報をもとに警戒避難体制が構築されておるようでございます。

さらに、宮崎県の知事さん及び関係自治体の長の皆様の土砂災害防止対策の要望を受けまして、土石流の発生が想定される範囲におきまして、砂防堰堤の除石等の緊急的な土石流対策に二月一日から着手しておりまして、七月三十一日まで繰り返し実施してきたところでございます。

国土交通省としましては、今後とも、火山噴火に伴う土石流の発生に備えまして、関係自治体の実施する警戒避難体制への支援とともに、除石や砂防設備の整備等必要な土石流対策を速やかに実施してまいりたいと存じております。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

火山灰は土の中に浸透しないというような話も聞いています。ですから、今、ゲリラ豪雨みたいなものもある中で、大変警戒をしていかなければいけない問題だと思えますので、生活者の安心、安全のために努力をしていただきたいというふうに思っております。

一昨日、私の地元の福岡で竜巻が実は発生をい

たしまして、駅舎の屋根が飛んだり電柱などが倒れるという被害が発生いたしました。また、海では突風による死者・行方不明者も出ているというふうなことでございますが、おととい、発生の日から現地調査も入っていたらいたるというふうな話も伺っておりますけれども、この災害についての被害状況を、東副大臣それからまた氣象庁さんをお願いしたいと思います。

○東副大臣 お答えします。

一昨日、福岡そして山口、長崎の一部で竜巻などの突風が起こった。現在までに把握しているところでは、死者一名、行方不明者一人、負傷者三人の人的被害が出ておりまして、住家被害百五十二件、非住家被害三十三件の被害が発生したところであります。

引き続き、関係省庁間で連携をとって被害状況を把握してまいりたいと思っております。

○西出政府参考人 一昨日に福岡県で発生しました突風につきまして、地元福岡管区気象台が現地調査を実施しております。

福岡県福岡市で発生した突風につきましては、複数の住家の屋根がわらの飛散があったこと、もう一つ、複数の樹木で幹折れがあったことなどの被害状況から、風速にして毎秒三十三ないし四十九メートルの竜巻と推定いたしました。

また、福岡県久留米市で発生した突風につきましては、複数の住家の屋根がわらのめくれがあったことなどの被害状況から、風速毎秒十七から三十二メートルの竜巻と推定いたしました。

これらの現地調査により、現象の把握、解明を行い、その成果を踏まえ、突風等にかかわる気象情報の改善を図ってまいります。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

突風とか竜巻というのは予測が大変難しいのではないかなというふうに思います。

一昨日の朝、宮崎県を除く九州全域と山口県には竜巻注意報というものが出ているみたいなんです。ピンポイントで、はどこで発生するのかわからない、非常に予測は難しいと思えます。

私は気象の素人なので、なぜ竜巻が起こるのかというのにもよくわからないんですけども、こういった竜巻や突風の発生が最近のいわゆる異常気象と言われるようなものに大いに関係があるのか、また、気象衛星からの情報以外では、今どういった予測の方法、そして対処のようなものがあるのかというのを気象庁さんにちょっと教えていただきたいと思えます。

○西出政府参考人 竜巻は、直径数十メートルから数百メートルの漏斗状または柱状の空気が高速で回転する渦巻きでありまして、大雨や雷をもたらす発達した積乱雲の下で発生することが知られております。

一昨日は、九州北部地方に停滞している前線上を低気圧が通過し、南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、積乱雲が発達いたしました。これに伴い、福岡県内では、午前六時四十分前後に竜巻が発生したものと考えられます。

気象庁では、竜巻をもたらす発達した積乱雲の監視に有効な気象ドップラー・レーダーの観測成果やスーパーコンピュータによる解析結果を用いて、竜巻の発生しやすい気象状況を予測しております。

福岡県では、八月二十一日に発生した竜巻に關しましては、前日になりますが、二十日の十六時五十分以降に大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報を発表し、同日二十時四十分には雷注意報、さらに、当日になりますが、二十一日の午前六時六分に竜巻注意報を発表し、竜巻等の突風への注意を呼びかけました。

異常気象との関係でございますけれども、これにつきましては、残念ながら関係がわかってございません。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

私も気象のことについては本当に素人なので、ちょっとわかりにくい部分もあるんですけども、やはりこれも、住民の皆さんからしたら大変注意をしなければならぬ問題だというふうに思

いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思っています。

それでは次に、激甚災害についての質問をちょっとさせていただきます。

この制度は、非常によくできた制度ではあるんですが、中身が非常に複雑というかわかりにくい部分もあって、理解が行き届いていないというのが現状なのではないかなというふうに私は思っています。

昭和三十七年に激甚災害指定基準、いわゆる本激というものができたわけでありまして、それでは局地的な災害に対応できないということで、昭和四十三年に局地激甚災害指定基準、いわゆる局激というものが設けられたわけでありま

す。しかし、この制度は、ある意味二階建ての仕組みになっていて、災害自体が激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体が自動的に国庫からかさ上げの対象とはならない、この理解がなされていない場合があって、被災した地方公共団体は、その災害が激甚災害というふうな指定となつたら、被害の状況にかかわらずかさ上げの対象になるんだというふうに思っている部分もあるみたいです。

また、局激の場合は被害を受けた対象の自治体の判別は非常に容易なんですけれども、本激となつると、どの自治体が対象になるのかというのがいまいちわかりにくいのが現状であります。

そこで、東副大臣にお尋ねをいたします。

東日本大震災の発災や近年の豪雨被害の増加などによって、この制度の理解を深めていくことが私は重要だということを考えているんですけども、この所見をお伺いするとともに、地方公共団体への制度の理解を一層深めるための周知というものはどのように行っていくのかということをお尋ねしたいというふうに思っています。

○東副大臣 山本委員の論点と全く私は問題意識を共有します。激甚制度に関しての市町村への周知徹底というのは最も重要だというふうに思いま

す。
その上で、激甚災害制度について、国においては、内閣府のホームページへの制度解説の掲載、とか、刊行物「必携」激甚災害制度の手引きの発行への協力等によって制度の周知に努めてきているところでありますけれども、実際には、市町村においては、各都道府県の支援を受けながら、激甚の把握事務や予算事務など、激甚災害制度の運用に係る実務を行っているものと認識いたしております。

議員御指摘の点については、激甚災害制度について、各市町村が具体的にどういう内容や方法による周知を必要とされているのか、あるいはまた、都道府県を通じてニーズを把握した上で、内閣府防災担当として可能な協力を惜しみなく行っていきたいというふうに思っています。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

今の御説明もそうなのですが、しかしながら、現状は、周知を徹底したとしても、災害対応業務については、平時から市町村の担当職員が人員不足というのが実は大きな問題になっていて、これは災害時において対応に重大な支障が生じるという懸念があります。

総務省の平成二十一年地方公共団体定員管理調査というものによると、防災担当職員について、政令指定都市以外の市町村では平均二・一人、しかしながら、四五%の市町村では統計上はゼロ人というふうになっていて、実際には兼務をされている職員がいるからだというふうに考えられます。さらに、市町村において、過去被災経験を有している職員はそれほど多いとは言えずに、言いかえれば、多くの職員が災害を初めて経験するという状況の中で災害時の対応に当たっているというのが実情なのではないかなというふうに思っております。

私は、平素から防災に対する知見をしっかりと蓄積して、災害時に迅速に対応できる防災担当職員の養成が急務であるというふうに考えておりまして、政府としてこの問題にどのような取

り組みを行っているか、ぜひまた東副大臣にお答えをいただきたいと思えます。

○東副大臣 御指摘のとおり、今回の東日本大震災でも、各地域を回らせていただいたときに、防災だけを担当しているという人はほとんどいない、総務課が担当しているのが大半であります。そういう意味におきまして、全般的を得た御指摘だということに思いますが、さはさりながら、災害が発生したときに対応しなければならぬのは基本的には市町村の皆さん方でありますから、地方公共団体の職員が迅速かつ的確な災害対応を行っていくためには、当該職員の災害対応能力の向上を図っていくということが極めて重要な課題だということに思います。

これまで、平成十五年五月に中央防災会議、防災に関する人材の育成・活用専門調査会では、その報告にあわせて、国、地方公共団体の防災担当職員が業務を行うに当たって習得しておくべき知識や能力が標準的な研修プログラムとして取りまとめられたところでございます。さらに、内閣府では、平成十九年三月にこの内容を具体化して充実させる形で、今、山本委員が御指摘のとおり、知識編と実践編の二章に分けて、防災に関する標準テキストを作成して公開しているところであります。

いずれにしても、各市町村においては、これらを活用しながら積極的な人材育成の取り組みを進めていくことが重要であって、国としても、引き続き、防災担当職員の災害対応能力の向上に努めてまいりたいと思えます。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。

ほかにも質問を用意していたんですが、時間が来てしまったので、最後に一問だけ市村政務官にお尋ねしたいと思います。

水害についてなんですけれども、近年のゲリラ豪雨と呼ばれるような局地的な集中豪雨や、さまざまな要因と前線の活発化が重なって起こる大雨というのは、国民の生活に今大きな被害と不安を与えているわけでありまして、

私の地元福岡も、近年は各地で大雨被害に悩まされて、私の住む筑豊には、日ごろは地元の人々に愛され、豊かな水をたたえて、私たちの生活を支えてくれている遠賀川という川があるんですが、これはすばらしい川なんですけれども、残念ながら、大雨の被害により、周辺地域は十年間で三回冠水被害に実は遭っているんですね。

水害対策は、政府を初め関係の省庁の皆様にも本当にお心砕きをいただいで進んでおります。地元も本当に感謝しております。しかしながら、水害対策の難しいところは、被害に遭う方がいつも同じになってしまうということですね。つまりは、改善されても同じところがつかつかつてしまうというのが現実であると思えます。ですから、私の地元で、十年間で三度、去年とおとはは二年連続で冠水被害に遭っているんですが、被災者の方々に話を伺うと、本当にその心労というのは想像を絶するものがあるんですね。

水害対策の取り組みが大分進んだ今、広くパランスをとって行われてきたその対策を、永年の被災状況に合わせて集中的に進めていく取り組みも必要なのではないかと考えますけれども、政務官、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○市村大臣政務官 詳細は、山本委員が一番御存じですから申し上げません。集中的に投資をするということについては全くそのとおりだと思います。

これまでも一定の成果を上げていっていると思いますが、しかし、結果としてはその後も被害が発生しているわけですから、今おっしゃったように、被害に遭われる方の心情を考えれば、しっかりと取り組むのは当然だと思っております。

○山本(剛)委員 ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

○吉田委員長 次に、長島忠美君。

○長島(忠)委員 おはようございます。自由民主党の長島忠美でございます。自由民主党の長島忠美でございます。自由民主党の長島忠美でございます。

は、新潟・福島豪雨災害の全般について、特に大臣に御質問させていただこうと思っております。冒頭、災害発生から三週間弱で激甚指定をしていただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。冒頭、災害発生から三週間弱で激甚指定をしていただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。冒頭、災害発生から三週間弱で激甚指定をしていただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。

本来、七月二十九日、三十日の豪雨災害でしたから、もつと早く議論をしたいとは思っております。国会の諸般の情勢により今日になってしまいました。災害対策というのは、どんな状況であれ、ほかの審議とは切り離してやろうというのが与野党の合意の点であったと思えます。これから災害対策に、やはり国会議員全員が、いつでもどんな形でも取り組めるような形で御配慮をいただきたい。冒頭お願いをさせていただきます。

豪雨災害に入る前に、ここ二、三日の新聞報道で一点気になることがございましたので、防災大臣に考え方を、通告をしております。また、もしあったらお聞かせをいただきたいと思えます。

それは、福島原発被害の三キロ圏内でございます。長い間住むことが可能でない可能性があるので、国が借り上げる、あるいは買い上げて、長期間そこには帰れないように、おわびをしてそのことの理解を求めるといような新聞報道を目にいたしました。

私は、被災者にとつて、今日までどんな気持ちで政府の対応を待っていたかというところを考えると、余りにも唐突で、余りにも遅過ぎた判断ではなかったか。それは、汚染水の除染がきちんと稼働をして、そして安定冷却する道筋ができたときに、ふるさとに帰ることを可能にする、その希望を政府はきちんと伝えてくれるものだと思っております。今日までずっと待っていたんだと思っております。それが、唐突にそのことが可能でないと言われたときに、私は、わずかな希望が絶望に変わったときの絶望の大きさははるかに大きいもの

○長島(忠)委員 では、期待をしておりますが、総務省、それでいいですね。

○達坂大臣政務官 いただいた件、今回の被災地においても多額の自治体の財政支出が出るということで、私もかつて首長をしていた者として非常に憂慮をしているところでございます。

その際に、災害ですから、各省が所管するいわゆる補助の仕組みの中でやっていくということが第一だというふうには思いますが、それだけでは当然、自治体の財源に不足が生じます。

そこで今回、総務省では、まず普通交付税の前倒し交付を行いました。具体的に言いますと、九月に定例交付すべき普通交付税の一部、三割を八月十六日に繰り上げ交付をさせていただきます。さらに具体的に言いますと、福島県内九市町村と新潟県内十五の二十四団体に對しまして、百五十三億一千九百万円を繰り上げ交付して、少しでも被災地の資金需要が円滑にいくようにという対応をさせていただきます。

それから、今後につきましても、それぞれの自治体の実情をよく聞きまして、地方交付税あるいは地方債による財源手当てを適切に行うてまいりたい、そのように考えております。

○長島(忠)委員 誤りなく、自治体にメッセージとして、災害から、自治体が先頭に立つことに対しては総務省がきちんと資金担保をするというメッセージだけはお伝えをいただければありがたいなと思っております。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

聞きたいことはいろいろあるんですが、きょう、実は国交省から来てもらっています。

何を聞きかかったかという、三条の被災地を大臣も御視察いただいた、七年前に被災に遭ったところ、災害対策復旧事業で災害復旧していただいたところは、今回の七年前の雨量を増す雨量でも何とか持ちこたえることができました。実は、そのときに改良事業ができなかった上流部分のほとんどが破壊をしたり溢水をしたりして、災害が広がっております。私の地元である湯沢から長岡

までずっと回つてみると、ダムがまだ余力があつたり待ち受けが残っていたりするところについては、実は被害を結構最小限にとどめています。ところが、待ち受けが土砂でいっぱいになってしまつたり、河川改修が少し済まない区間について、破壊をしたり溢水をしています。

私は、今回の被災を受けるまでもなく、全国、豪雨災害、百年に一度、二百年に一度を想定した災害が一年、二年のサイクルで起こり得るんだという想定の中で、やはり国交省は、インフラに対する考え方を、基本的に安全、安心のためのインフラ整備ということに考えを変えていくべきだと思っております。そのために真に必要な公共事業は、たとえコンクリートから人と言っている政党であろうと、やはりそのことは優先をしてやっていくということにメッセージを変えるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市村大臣政務官 今、委員御指摘のとおり、安心、安全のためのインフラというのは全くそのとおりであると思っております。今の私どもの大島大臣も、命を守るのが国土交通省の役目であるということでも申しております。

ですので、今の委員御指摘のとおり、今後とも取り組んでいくべきだと思いますし、また、コンクリートから人へというのが象徴的に言われていますが、決して、コンクリートを全く否定するものではないということもあわせて申し上げたいと思つております。

○長島(忠)委員 一つ例を申し上げると、私の地元の近くに広神ダムという、ここの春完成をしたダムがあります。そこは供用を開始して間もなくでしたので、水の状態も土砂の状態もまだ満水になる状況ではなかったのですが、今回の災害で、その下流域においては被害を非常に最小限にとどめることができました。

しかし、水力発電所を抱えるほとんどのダムが満水状態の中でこの豪雨を受けたものですから、出る量の二倍ぐらいの水量が毎秒入つてしまつたということ、ダムとして持ちこたえることがで

きず、やむを得ず放水をするということで、重要な河川がほぼ満水状態になる。そこに注ぐとする支流がほとんどそこに入れないで逆流状態になつてしまつたというのが、今回の水害を考えたときには、やはり被害の大きな原因になつておると思つておる。

そこで、ひとつ現状を見ていただきたいと思います。大規模河川の河床がほとんど上がつてしまつて、木が茂つてしまつたり、泥が堆積をしまつたままになつておるところがあるんですが、その根本的な対策を示さないと、全国の河川はますます断面積が少なくなつて、こういった災害に耐え切れないと思つておるんですが、国土交通省、そのことを、将来を考えてどうなふうになつておるかと、お聞かせをいただければと思つておる。

○市村大臣政務官 恐らく、今おっしゃつておられたのは、阿賀野川水系の只見川の利水ダムの操作等に関することだと思つておる。これだけ一般的な話だと思つておるが、ただ、今回のことに関しまして、現在、記録について順次提出を受けておることでございまして、引き続き確認をしっかりとてまいりたいと思つておる。また、今御指摘の、やはりしっかりとした対策をとるべきだということについては、全くそのとおりだと思つておる。

○長島(忠)委員 災害復旧をやりながら、検証をしながら、安全、安心に日本の国土を守つていただくという観点で頑張つていただきたいと思つておる。

一つだけ。私のすぐ近くなんです。いつも雨が降ると、こんなに豪雨じゃなくてもあふれてしまつて、地元の人たちが土のう積みをする河川があるんです。小千谷市に茶郷川という川があるんですが、そこは、大規模河川に注ぎ込むところはどうしても湾曲をしたりすることで溢水をしてしまつて、住家が水が押し寄せるといふことで、そこでもいつか住民が土のう積みをするんです。ところが、今回は、思つた以上に短時間で雨が降つ

たために、押し寄せる豪雨の量が自分その人たちの想定を超えていたんだと思つておるんですが、残念ながら、一人濁流に巻き込まれて命をなくしてしまつた。

だから、そういった、河川ではないけれども、県管理の河川が国管理の河川に注ぎ込むところ、例えばポンプで揚げる場所もありませんし、そこはもう一回、今回の被災地、県と協議をしながら、内水被害が広がらないように、やはりお互いに調整をした災害復旧なり改良事業を進めておつていただきたいと思つておるんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○市村大臣政務官 茶郷川の件、今お聞きしました、お一人が犠牲になられたということで、大変痛ましく思つておる。

今御指摘のことでございますが、しっかりと対策をとるということ、また引き続き国交省の方で議論してまいりたいと思つておる。

○長島(忠)委員 国土交通省の皆さん、出先の皆さんが、今回の水害に関しては、それこそ先頭に立つて御活躍をいただいたということを私は評価しておる。ですから、これからはぜひ、国土交通省、国土を守る観点から、地域を守るために、全国の出先の職員に激励をして、やっていただきたいということも申し上げさせていただきます。

農地のことについて少しお聞かせをいただきたいと思つておる。

今回、水田である新潟県の農地、かなり被災をいたしました。農家が今一番心配をされているのは、もう起きてしまつた災害、このことは受けとめざるを得ない。残つた作物についてはやはり守つていこうということ、立ち上がりながら、今、残つた作物の収穫をして、その次に一番心配なのは、来年の作付に間に合うように災害復旧事業をしていただけるのかどうかというのが、一番心配しているところなんです。

農水省、この件について、特段知恵とかアイデアとかありますでしょうか。

○篠原副大臣 先ほど、平野復興担当大臣からお答えしたことに尽きると思えますけれども、査定前着工というのがございます。

長島委員の御指摘のとおり、早くやらないことには間に合いませんので、起きてしまったことはしようがない、来年に向けてということで、農家の皆さんももうスタートを切っているわけですから、その意向に沿って復旧作業をしていくべきじゃないかと思っておりますので、我々は、東日本大震災のときもそうしているわけでございますけれども、査定前着工というのを全面的に取り入れて、趣旨に沿うような形で事業を進めてまいりたいと思っております。

○長島(忠)委員 査定前着工をしていた、だけれどということ、現地にとつてはともありがたいことだと思っておりますが、市町村には、査定前着工でいいということ、もう農水省の方針としてお伝えをいただいているということ、理解をしております。よろしくごいますか。

○篠原副大臣 現に伝えてありまして、東北農政局管内では八月十日から、それから北陸農政局管内では七月二十九日から順次着手しております。

東北農政局管内では、揚水機場七カ所、集落排水施設一カ所、八カ所、それから北陸農政局関係では、農地関係が二カ所、それから水路関係が五十二カ所、農道関係が九カ所といったぐあい、北陸農政局管内、新潟が中心ですけれども、八十五カ所、計九十三カ所、もう査定前着工をしております。

○長島(忠)委員 多分、状況がわかってくると、刈り入れが済んだ段階で災害復旧に入りたいと多分言ってくるんだと思うんですね。そのときにまた追加で、漏れないように対応していただきたいのと、一つだけ、新潟県は雪国なものですから、工事期間が限定をされてしまうんですね。多分、十二月中旬までに災害復旧を終わらせておかないと、雪の下につかかってしまつて来春四月までは工事ができないという状況がありますので、そこそこだけはお受けとめたい、十二月中

中旬までには、事前着工を踏まえて、やはり来年作付けができるような状況にせひしていただきたいと思っておりますが、そのことについて。

○篠原副大臣 私の選挙区も長野の一番北の端でございます、よく承知しております。きちんとそういう形で、十二月前、雪が降る前に事業が終わるような形で進めたいと思っております。

○長島(忠)委員 力強いお答えだというふうな受けとめますから、ぜひ、被災市町村や農家の皆さんが一日も早く立ち上がれるように支援をしていただきたいと思えます。

欲張っていっぱい質問したものですから、最後までたどり着けるかどうかちょっとわからないんですが、いつも水害が起きると、被災者生活再建支援法について議論になることが実はござい

ます。被災者生活再建支援法そのものが、住宅の被害認定によって再建支援金のランクを決めていくという性格があるものですから、水害については、どうしてもやはり建物が残ってしまう。残つてしまつても、言い方は非常に失礼なんです、残つてしまつても、水によって床下に土砂が重積したり腐敗物が堆積したりという、またさらに使えるようにするにはお金と時間がかかるわけですから、災害認定についてはちよつと厳しいところがある。このところを考えたかどうかというふうないつも議論をするんですが、そのところは、柱の傾きとか土台の傾きというところからなかなか脱却できないで今日まで来ているんです。

実は、東北の津波のときも、早く査定ができるようにということで厚生労働省に少しお考えをいただいたようにすけれども、今回の水害についても、天井付近まで水没をしたところ、床上一メートルまで水没をしたところ、そして床上まで水没をしたところ、床下まで入ったところといういろいろタイプがあるんですが、その辺の被災者生活再建支援法の運用について、今回の災害について少し拡大とか、被災者が要望しているような状況

で運用をしてあげることが考えていますでしょうか、どうでしょうか。

○平野国務大臣 住宅の被害認定基準についての御尋ねでございましたけれども、平成十六年の新潟・福島豪雨災害を受けて、住宅被害の認定に係る被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図るべきという御指摘をいただいております。ちよつと時間がかかりましたけれども、これを踏まえまして、浸水等による住宅の被害認定の運用指針を見直しました。平成二十一年六月に改定をいたしました。今、これに基づいて認定をしているということです。

どういふところが変わったかということ、ございませぬけれども、水害に関しては、例えば床下へ堆積した汚泥除去のための床板の取り外し、それから浸水した壁内部の部材取り外しに伴う他の部材の取り外し、こういった点についてもきめ細かく損害として考える、あるいは二階建て住宅の中で一階が果たしている機能の重要性が非常にありますので、その点を考慮しまして、一階の損害を割増しして算定する、そういったことで、水害に対応した見直しをやっているというところでございます。

なお、被災者生活再建支援法の対象とならない住宅の半壊被害を受けた被災者に対して、災害救助法に基づく応急修理、災害復興住宅融資制度による貸し付け、それから税の減免等々を行っているというところについては御承知のとおりでございます。

○長島(忠)委員 私は、今回、水害の被災地を回ってみました。地震や津波は確かに建物や壊れてしまつたり、津波なんかは住宅がそっくりなくなつてしまつたり。水害の被災地を回ると、浸水をしたところと浸水をしないうところが本当に混在しているんです。

だから、災害が平等ではないのはだれもわかつてはいるんですが、余りにも平等でない地域が混在しているために、やはり被災をした人たちが、お金の負担だけではなくて、精神的な負担も非常

に重いものにはなっているんです。そこを少し運用上手厚くしてあげたら、災害からまた立ち上がつて地域コミュニティを守っていくというところにやはりつながっていくんだと思うんですよ。

その上でも、やはり少し拡大をして、津波の被害を受けられたと同じような、生活再建支援金を少し払いやすくするように見詰め直してほしいなと。具体的には、例えば床上一メートル浸水をしたら、住宅被害でいったら半壊だとか、天井までいったら大規模損壊だとかという基準で査定をしてあげると本当はありがたいんだと思うのですが、そんな形での運用は今回の災害では考えていますか。どんなものでしょうか。

○平野国務大臣 先ほど申しましたように、二十一年六月に改定をしたということでございませぬ、まず、今の考え方に基きまして、被災者生活支援法に基づく支援をやつていきたいというふうな考えております。

○長島(忠)委員 水害の被災地が被災者生活再建支援法から少し遠いところにある、厳しい法律であるということ、それをそれぞれがわかつていて、途中で、そんなに難しんだつたらみたいないことを言っている人もいます。

せつかくある制度で国民を救うのはやはり我々の役目であると思ひますので、ぜひまた市町村に、少しでも支援金を受けられるように少し徹底をし、周知をしていただきたいなというふうな思ひます。

それと、今回の災害は、津波もそうでしたけれども、車が非常に被害を受けているんです。うちの方はほとんどの住宅が被害のために高床住宅で、高床のいわゆる基礎部分である床部分に車をとめていたために、浸水してほとんど車が被災して、今の車はコンピューター制御なものですから水につかると使えなくなるということで、東京の乗用車と違つて、我々の方は生活必需品なんです。次の日から仕事にも行けない、田んぼにも行けないという状況が実は生まれています。

そのところを何とかしてくれというふうには言われているんですが、なかなかそこまで今の法律では救える条項はないんだよ、自動車保険ではというような説明はしているんです。将来的には、そういった足に関するところもやはり考えてあげなきゃいけないときが来るのかなという気がしてならないのですが、その辺は少し聞いておいてください。

私のところに、JR只見線という鉄道が走っておりまして。今回、被災を受けて、線路がぶら下がりました。この災害復旧が一日も早くという地元の要望でもあります。観光道路であり生活道路であり、かけがえのないところなものですから、そんなふうになって、道路が使えない、車が使えない、そして電車も使えない状況が続くと、ますますそこで生活をするのを、せつなくすばらしいふるさとがありながら、住めないという感覚を持つ人があると思いますので、JRの災害復旧に対しても国としてきちんと支援をして、早急にやれるようにしていただきたいと思うのです。

もうやっていらつしやると思うのですが、そのところを確認させていただきたいと思えます。よろしく願います。

○市村大臣政務官 今般の豪雨によりまして、JR東日本、北越急行、二事業者におきまして、橋梁の流失、盛り土の流出、変電所冠水などの施設の被害が生じまして、これらの被害及び雨量規制によりまして、合計十路線で列車の運休を生じたところでございます。これらのうち七路線につきましては、全線運転再開をしております。

三路線の不通区間におきましては、大規模な橋梁の流失や盛り土の流出など大きな被害を受けておりまして、現時点におきまして復旧の見通しが立っていない状況であります。現在、JR東日本におきまして、詳細な被害状況調査や復旧方策の検討を鋭意進めているところでございます。ここにつきまして国がどう関与していくのかというところでございますが、まずは、JR東日本におかれまして、先ほど申し上げましたように、

しっかりと詳細な被害状況調査をしていただくということが大切かと思っております。

○長島(中)委員 これは、どこかでまた議論をさせていたいただきたいと思うんです。

というのは、東北でも三陸鉄道とかいろいろな問題があります。やはり、足、公共交通が守れないというところは、その地域にとって大きな障害になります。だから、災害があったときに、できるだけ早くそのところを整備、復旧できる体制というのが私は望ましいんだと思う。

確かに、JRさんの事業ではあるかもわからぬけれども、国は、国民の公共の足を守るという責務の観点から、そのところをやはりきちんと支援ができればいいと思うので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

今回、経済産業省さんから来ていただいたているかというところ、水力発電所のほとんどが被災をしましてしまったんです。今、御承知のように電力不足で、水力発電所が使えないということはやはり非常に大きな問題だと思えます。

二つ質問があります。この災害復旧について、民間施設等とはいいながら、やはり経済産業省として電力を確保する意味からも、きちんと支援をして早急な災害復旧にどうお努めをいただけるのかということ。それともう一つ、東北の被災地と同じように、やはり今回の被災地も災害復旧には非常に電力を必要とします。だから、節電対象地域からこの地域を外していただきたいというふうな思いです。その二点、お答えをいただきたいと思えます。

○池田副大臣 お答えをいたします。今回、水力発電所が大変被害を受けた。水量が多いほどいいというのは普通の我々の見方でありまして、今回は、あの地域ではほとんどがダウンをしていて。東北電力と電源開発を合わせて三十四の水力発電所、百五十三キロワットが被害を受けて発電を停止している。その後、一部、七発

電所は復旧をいたしました。現在、この問題につきましては、けさも事務方に対して、安定的なエネルギー源というふうに見られておりますので、しっかりと対策を講じるように申ししたところでございます。それから、電力の制限につきましては、これは今お話がございましたので、残念ながらここで私の方から明確に申し上げることはできませんが、検討をさせていただきますと思います。

○長島(中)委員 大臣に少しお聞かせをいただきたいと思うんですが、東北地方をどうやって復旧させるか。やはり、究極の目標ですね。大臣はどのようなふうにお考えになつていらっしゃるかわかりませんが、私は、災害復旧の最終的な目標は、被災者に自立をしていただくことだと思っております。つまり、国民の一人として、きちんと働く場所がある、働く中から税金として国家に参加ができる、そういった自立をしていただくことが災害復旧の目的だと私は思っています。

その意味から、今回の災害、冒頭少し原子力のことと言いましたけれども、参加をさせるために目標を示していないような気がするんです。だから、私らが聞いている範囲では、お盆になったら仮設住宅に入りましょう、そして、いつになったらみんなで戻れるようにしましょうというメッセージが少し我々には聞こえてこないような気がするんです。

私は、被災者が一番望むのは、自分たちがスコップ一丁持つてでも被災地に立つんだ、だからみんなで応援をしてくれ、そしてそのことに対して国は先頭に立つてくれというところだと思っております。だから、そのことをやはり大臣として、どういうふうな被災者に、今の時点でメッセージを伝えられるとしたらどういふ言葉で伝えられるか、少しお聞かせをいただきたいと思えます。

○平野国務大臣 災害復旧復興の究極の目的については、被災者の自立を促す、そのための支援をしっかりと、そういう御趣旨であったと思えますが、全く同感でございます。

地震、津波ということに言及してもよろしいんでしょうか。まず、地震、津波地域につきましては、今、市町村は復興計画を練っておりまして、その復興計画を練る段階で被災者との意見交換も始めております。そういう中で、全体の町の復興のビジョンが示されると同時にスケジュール感が出てくると思えます。

あわせて、私どもが非常に留意しなくちゃならないのは、その過程の中で、就職の場、働く場をどのように確保するか。これにつきましては、今政府の方では中小企業庁あるいは農林水産省を初めとしていろいろ検討していただいておりますけれども、この方面での支えも大事だということに思っています。

原発でございますけれども、おっしゃるようにな、スケジュールがなかなか立てにくいという状況に今あります。特に、二十キロ圏内についてはそうであります。これは何回も申し上げてきたとおり、まずは冷温停止状態を実現する。その一方で、モニタリング等々をやりながら地域の汚染状況を把握して除染作業に備える、やれるところは着手することなんです。そういうことを踏まえまして、私は、早期に計画を立てましてそれを示すということが大事だということに思っています。

その前提として、除染計画みたいなものではなく、ただ示していく。そして、除染計画をつくる段階で、先ほど申しましたように、非常に高濃度なところについては、こういう地域があるよ、これについてはこれぐらいの期間がかかる、それに対応するために被災者の方々にはこういう生活をしていただく、そういうものをパッケージとして出しながら、しかし出す段階で、一方的に出すのではなく、できるだけ被災者の方との、あるいは被災自治体とのコミュニケーションを図りながらやっていくことが大事だということに考えております。

○長島(中)委員 間もなく時間がなくなります。

私は、今、被災者の皆さんが、いわゆる東日本大震災、津波、原子力、そして今回の豪雨災害、先ほど質問にあった新燃、それぞれの被災者に対して、あえて先頭に立つ、やはり被災者が、自分たちが自分たちで立ち上がる、スコップ一丁持ったんだ、くわ一丁持ったんだ、だからみんな支援をしていこう、やはり言いにくいことも政府としては言わなければいけない時期もあるんだと思うんです。そのときに、みんなが立ち上がるんだから、絶対にそのことは守ってあげるよというメッセージもやはり必要だと私は思うんです。

だから、被災者が全部国や県の世話になるのではなくて、自分たちのできるころは自分たちでやる、やはり人間としての尊厳や誇りを持った中で被災地に向き合えるような災害復旧の姿であってほしい、私はそう思いますので、ぜひこれからよろしくお願いをしたいと思います。何か内閣がかかるかもわからないんですが、大臣だけは残っていたら、継続的に災害対応に当たっていただけだと思っております。

もう一点だけ。聞きつ放しで結構です。地方の中小企業が今回水害で被災をして、そこには支援の方法がないということで、せめて金融支援だけでもお願いをしたいと思います。何かをしておりましたので、ぜひそのことだけはお聞き届けをいただきたいと思えます。

ぜひ、国、県そして市町村一体となって、連携を密にして、被災者を一日も早く救い出していただきたいということを最後にお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○吉田委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔です。まず、大臣にお伺いをいたしたいと思います。大臣の所信も先日前お聞きをいたしまして、その後、質問する機会がなかったと思いますので、特に、この中で一点だけお伺いをいたしたいと思います。大臣は所信の中で、地震、津波対策について、今回の大震災から得られた教訓を踏ま

え、こういうことで、これから対策の見直しをする。その中で私が着目したのは、防災基本計画の見直しを進める、そして今後の発生が懸念される東海・東南海・南海地震の三連動地震などの大規模地震対策に取り組んでいく、こういうことをおっしゃっております。

私は、この三連動地震という考え方は非常に大事な考え方だというふうには思っておりますが、大臣がここに書かれた御決意と、今のところ、東海・東南海・南海地震はそれぞれ別個に起きるという前提だろと思っております。まだ三連動ということが正式に政府の方でオーソライズされておらないように私は記憶しております。そういうことを踏まえてもお三連動地震ということをおっしゃっているというのは、相当な危機感がおありだというふうには思いますが、これも、正式に政府の発言として、三連動ということをもう考えている、こういうことでよろしいのか。そのあたりも含めまして、御答弁をお願いしたいと思っております。

〔委員長退席、梶原委員長代理着席〕
○平野国務大臣 今回の東日本大震災の教訓を次に生かすということは、これは本当に重要なことだと思っております。かねてから申し上げているとおり、今、中央防災会議の専門委員会を中心にさまざまな議論をいただいております。その議論を踏まえまして、防災基本計画の見直しを速やかに行うほか、発生すれば、今回の大震災と同様に広範囲で甚大な被害が懸念される東海・東南海・南海地震について、さらなる最新の知見をも踏まえた具体の対策の検討を総力を挙げて進めてまいります、そういうつもりでございます。

今、三連動についての御尋ねがございましたけれども、三連動地震についても検討の対象に入っているということでございます。

○石田(祝)委員 正式には、来年の中央防災会議でお認めをいただいて、三連動の対策ということが正式に動き出すだろうと思っております。

私の地元の高知県も、当然、南海地震というこ

とを想定しておりましたけれども、やはりこれは、東海、東南海、南海、さらに日向灘と、この三つないし四つ、そういう地震が連動するのではないか、こういう前提で、関係各九県、そういうところが、知事さんも大変な危機感を持って今動き出している。

ですから、これは、先ほど申し上げましたように、中央防災会議で正式に決定されるだろうと思っておりますけれども、私たちは、三連動だという前提でしっかりと取り組みをまいらななきゃならない、このように思っておりますので、大臣の問題意識、御決意はそのとおりだ、私はこのように思っております。

それで、東日本大震災についてお伺いをしたいと思います。

東日本大震災につきましては、復興特で質問も何度かさせていただきましたが、きょうはせつかくですから、お伺いしたいと思っております。

まず、基礎支援金、義援金、災害弔慰金、こういうものが、当初、大変おくれたり、被災者のもとに届いていない、また、特に義援金については、せつかくその思いで全国各地から浄財を出していただいたんだけれども、被災者の手元に行っていないのは何にもならない、こういうお声もあつたようですが、現在、一番新しい状況で、これらのお金の請求とか支払い、どれぐらい手元に行っているのか、このことをまずお聞きいたします。

○阿久津大臣政務官 それでは、私の方から、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給体制についてお答えをさせていただきます。内閣府からの要請に基づきまして、財団法人都道府県会館において、事務処理要員を七月末に約百人に増員するなどの改善措置を実施させていただきました。

この結果、八月二十二日までに財団法人都道府県会館に約十五万一千件の申請がなされまして、

このうち十四万四千件の約千二百八十億円について振り込み手続を終えたところであり、申請件数と支給件数の乖離は解消するに至ったものと考えております。

○岡本大臣政務官 今御質問いただきました、まず災害弔慰金の方からお答えをさせていただきます。

八月十一日現在の支給状況につきましては、支給済み件数は五千七百二十八件、約百七十五億円が被災者のお手元に渡っております。被災三県におきましては、岩手県において四百七十五件、十五億四千万円、宮城県において四千六百五十件、約百四十一億九千万円、福島県において五百二

件、約十四億円がお手元に渡っております。

また、七月二十九日に兄弟姉妹を支給対象に加える法改正がされた際、本来、災害弔慰金は、市町村が条例で定めるところによって支給するものとなっておりますが、市町村の条例改正を待たずして災害弔慰金が支給できる旨の通知を発出したところでございます。

続いて、義援金についてであります。義援金につきましては、八月二十二日現在、日本赤十字社等に寄せられましたお金は三千七百七十三億円となっております。現時点で、それぞれの都道府県、被災のあった地域にお配りをしておりませんが、被災都道府県への送金額は二千八百六十二億円、総額の約九〇％となっております。このうち、市町村への送金額は二千三百七十四億円、総額の七五％、そして市町村から被災者のお手元に千六百二十八億円、総額の五一％が配付済みであります。

宮城県では、今なお住宅被害の件数が万単位でふえる可能性もあり、これらへの備えを除き、日本赤十字社等は毎月被災都道府県に送金をしております。

また、被災者への配付は進んできておりまして、四月に定められた一次分は、市町村への送金額の八百八十二億円のうち八四％、七百四十三億

円、相当額が被災者のお手元に届いておりまして、六月に方針が定められました第二次分につきましては、おおむね第一次分の対象者と同じであつて、新たな罹災証明や振り込み口座の確認などが不要である場合が多く、第一次分より速いスピードで配付されておりまして、市町村への送金額の五九%の八百八十四億円が被災者のお手元に届いていることとなっております。

こういった中、第二次分の配付の件数を第一次分配付件数に対し割合で見ますと、第二次分で世帯単位から個人単位へと配付方法を変更した市町村が多いなどの事情がある福島県を除きますと、八四%となつておりまして、この二カ月で相当進んだというふうな理解をしております。

これからも鋭意、しっかりと被災者の皆様のお手元に届くように努力をしていきたいというふうな考えをしております。

○石田(祝)委員 次に、これは措置をされているかも知れませんが、私が現地でお伺いした意見の中で、いわゆる被災者生活再建支援法の住居被害で流失というカテゴリーをつくつてほしい、こういうお話がありました。

今回特に、今までは違つて、津波で家が押し流されてしまった、こういうことがあるわけですね。今まで、地震だとか降雨による水害の場合は、お家はやられますけれども、大体その地域、土地に残っているわけですね。今回の場合、私も宮城県等あちらこちらお邪魔をさせていたいただきましたけれども、家そのまま流されて、そのままの形で別るところにお家がある、こういう場合もございませう。

率直な思いとして、流失というカテゴリーがないのか、こういうお話でございましたけれども、これについては、今回の状況を考えたいというお考えが出てくるのかどうか、お聞きしたいと思つております。

○阿久津大臣政務官 被災者生活再建支援金については、従来より、住家の主要な構成要素に係る経済的被害の住家全体に占める損害の割合が、五

〇%以上である場合などに全壊、四〇%以上である場合などに大規模半壊と認定し、その支給対象としていふところでありませう。

一般に、住家が流失したと認められる場合には当然全壊と認定されるものと考えられていることから、現時点では、住家が流失した世帯を新たなカテゴリーとして支給対象に加える必要はないのではないかと考えております。

○石田(祝)委員 昨日、質問通告したときに、確かにお金の面では、流失すれば、これはもうお家がなくなつていくわけですから全壊ということでしょうが、今回被害を受けられた方の思いは、自分たちの受けた被害というものが、大規模で壊れているとか全壊だとか、お家の形がなくなつていくけれどもそのままそこに壊れたままであるよ、我が家としては壊れているけれどももとのところにあるということじゃなくて、流されてしまつた、そういう被害というものを認めてほしいと。

だから、お金の面じゃないと思うんですね。お金は確かに、基礎支援金、加算金含めて前回と同じだと思つても、今回の災害の特徴として、ほとんど流されちゃつた、そういうところで、被害は被害として、そういう被害に今回自分たちが遭つたんだという思いじゃないかなと思つてます。

ですから、災害は、それぞれ一回一回、私は被害の状況も違うと思つても、今回、お家が流されてしまつた、全くなくなつちゃつた、こういう方の思いがどうも、自分たちが流失という被害に遭つた、その被害をちゃんと認めていただくような分類がないじゃないか、こういうお気持ちではないかと思つてます。

きょうはそれ以上申し上げませんが、お金の問題ではないという、被害を受けられた人の心情、自分たちの被害はこうだつたんだというところがどうも、流失という範疇というんですか、カテゴリーがないというところは、何となく自分たちの被害がただの全壊という言葉の中でくくられてしまつていて、そういう思いではなかつたかと思

います。なお、これはお金の問題じゃないという前提で、また時間を他日いたたいもうちょっと詳しくやらせていただきたいと思います。

それでは、新潟・福島豪雨、また台風六号についてお伺いをいたしたいと思つてます。

この災害対策特別委員会でもうちょっと早く質問をさせていただければ臨場感のある質問もできたんですが、ちよつと落ちついた段階になつてしまつたので、最新の被害状況、これをそれぞれ簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○阿久津大臣政務官 それでは、簡潔に申し上げます。新潟県及び福島県では、七月二十八日から断続的に、一時間に八十ミリを超える猛烈な雨が降り、平成十六年七月新潟・福島豪雨を上回る記録的な大雨となりました。

この豪雨により、現在までに把握しているところでは、死者四名、行方不明者二名、負傷者十三名、住家被害九千八百七棟、非住家被害四千八百二十四棟のほか、土砂災害、河川のはらん、道路の通行どめ、鉄道の運転休止、農林水産関係の被害などが生じているものと認識しております。

○篠原副大臣 それでは、農林水産関係の被害についてお答えさせていただきます。

まず、新潟・福島豪雨でございますけれども、農業関係では、冠水、浸水等で約一万六千ヘクタール、それから、農地、農業用施設の損壊で約一万方所、林野関係では山崩れや林道施設等の被害で二千五百方所、水産関係では養殖施設等の被害で約七百万方所の被害で、現在までの判明分、金額で約四百億円でございます。

それから、台風六号の方は、農業関係では、水の稲の倒伏、果樹の落果等で約一万七千ヘクタールの被害を受けております。それから、農地、農業用施設の損壊等で六百万方所、林野関係では山崩れ等が約一千二百万方所、水産関係では漁港、漁港海岸や養殖施設の被害が約四百四十万方所、現在まで

の判明分で約百八十八億円の被害となつております。

○市村大臣政務官 では、私の方からは、河川、道路及び鉄道につきましての被害状況についてお答えさせていただきます。

まず、河川につきましては、八月二十二日現在で、国管理の二水系八河川におきまして、堤防の崩れや河岸の一部流失等百万方所の損傷を確認し、県管理区間におきましては、破堤箇所十方所を初めとして二千五百六十方所の被害が報告されております。これらのうち必要な箇所につきましては、すべて応急対応を実施しております。

道路につきましては、八月二十二日現在で、高速道路及び直轄国道は通行どめ区間はなく、県管理国道は十二区間、県道等では七十一区間で被災により通行どめとなつていふところがございます。

国交省としましては、国で管理する施設の復旧に全力を挙げるとともに、被災した地方自治体を支援するために、緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEを速やかに現地に派遣し、排水ポンプ車による湛水排除や、早期の災害復旧に向けました被害状況調査を実施したところでございます。

また、鉄道におきましては、今般の豪雨によりまして、JR東日本、北越急行の二事業者におきまして橋梁の流失、盛り土の流出、変電所冠水などの施設の被害が生じました。これらの被害及び雨量規制によりまして、合計十路線で列車の運休を生じたところでございます。

これらのうち七路線におきまして既に全線運転再開をしておりますが、一方、磐越西線の馬下駅―津川駅間、只見線の大白川駅―会津宮下駅間、飯山線の十日町駅―森宮野原駅間の三路線の一部区間につきましては、現在なお不通となっております。

これら三路線の不通区間につきまして、大規模な橋梁の流失や盛り土の流出など大きな被害を受けておりまして、現時点におきまして復旧の見通しが立っていない状況でございますが、現在、J

R 東日本におきまして、詳細な被害状況調査や復旧方策の検討を鋭意進めておるところでございます。

〔梶原委員長代理退席、委員長着席〕

○石田(祝)委員 両方一緒にお聞きしましたが、新潟・福島豪雨についてお聞きしますと、これにつきましては早期の激甚災害の指定がなされました。非常にこれは大きな被害だったということだろうと思えます。

特にJRにつきまして、今、市村政務官からもお答えがございましたが、まだ三路線で復旧していません。復旧していかないことはよくわかりました、いつごろをめどにこれが復旧をするのか。JR東日本がやっているからということそのままだにしているのか、それとも、努力をして、改めてある程度めどを持ってやってもらっているのか、そこところはいかがでしょうか。やはりこれは沿線住民の人の生活にも大きな影響がありますから、いつごろまでに何とかやるぞ、こういうお答えができませんでしょうか。

○市村大臣政務官 これは、先ほど申し上げましたように、今はまだ被害状況の調査を進めておるところでございます。残念ながらまだめどは立っていないところでございます。

○石田(祝)委員 被害状況調査はよくわかるんですけども、別に、査定をしてお金はどういうことでも、やはり復旧に向けての調査、こういうことで、一日も早くめどが立って沿線の方々安心していただけるようにすべきではないかと私は思いますが、お手を挙げていますので、何か答弁があるんでしょうか。

○市村大臣政務官 今、きょうこうして委員会で御指摘を受けましたので、JR東日本に対して、早急に被害状況を調査して対応するようにということでも申し伝えたいと思えます。

○石田(祝)委員 続きまして、台風六号ですが、これも、局地激甚、早期局激という事で指定をしていただきました。全国各地でもありましたけれども、私の住んでいる高知県も大きな被害があ

りまして、特に安芸市の穴内の漁港海岸が大変な被害を受けました。これは市の管理ということになるだろう、局地激甚、それも早期に指定をする、こういうことにはしていただきました。

私が思うに、これは今回の東日本大震災の津波の災害でも感じたんですけれども、いろいろな構造物を置いてはいるんですよ。その穴内の海岸もやはり何十トンというものも置いてあるんですけども、今回行きますと、テトラだとかそういうものは全部埋まっちゃっているんですね。要するに、台風が長くどまっただけというんですか、スリッドが遅かったものから、同じ地域で繰り返し繰り返し波が打ちつけられて大きな被害になりました。そのときに、波が来て引き潮のときに、そういうブロックだとか、何十トンものものをすけれども、例えば砂の上に置かれているわけですね。その下がとられてしまっただけで、結局自重で、自分の重さで崩れていっている、こういう現状なんです。

ですから、これは今後、きょうは時間がありませんが、せんから詳しくできませんが、こういう堤防だとかそういうものは、やはりある意味では地球の岩盤のところと一体となるような工法でやらないと、結局、今の工法は全部上に置いているだけなんです。置いてあるものから、普通のときは、何十トンとか、大きなものだったら何百トンもあるでしょう、その重みで安定しますけれども、例えば置いてあるところの下の砂、土、そういうものが洗われてなくなってしまうと、逆に重みで崩れていってしまう、こういう構造になっているんです。

ですから、今回の問題もそうですけれども、何か前には高知県の室戸市というところへ行きまして、そこも堤防が波で吹っ飛んで、その後ろにある市営住宅に直撃したんですよ。三十トンぐらいのものです。それを見たら、小指ぐらいの大きさの鉄筋でとめているだけなんです。通常でしたら何十トンという重さで安定していますけ

れども、自然の力は物すごいものなんです。結局、これからの考え方として、波に対抗するようなもの、堤防、そういうものについては、やはり深く、岩盤まで一体となるような工法でやらないと、今のようなただ置いてあるだけというのはいくらでも、今回の東日本大震災でもわかったと私は思います。

この問題についてはこれからやらせていただきますというふうにも思いますけれども、このところ、何か国土交通省から御感想がありましたら伺います。

○市村大臣政務官 今、委員から御指摘のとおり、置いているだけという状況でありました。そこで今、新しい概念として、粘り強いという言葉を使いまして、今後の災害対応としまして、粘り強い堤防、粘り強いものをつくっていくということ考えを進めていこうと思っております。

○石田(祝)委員 粘り強いということ、今までと違う考え方だ、こういうことで災害を防いでいこう、これは結構だと思えますので、その粘り強いものがどういうものか、言葉では言えても現実には一体どういう工法なのか、これはぜひ研究をなさっていただきたいというふうに思っています。

では、三連動地震についてなお伺いをいたしたいと思えますが、現在、東海地震だけは予知ができる、こういうことで特別扱いになっているわけですね。しかし、東海、東南海、南海、先ごろ大臣から、ある意味でいえば危機感を持って取り組んでいく、こういうことが所信で述べられていたと思えます。

これは、それぞれの被害想定はあると思えますが、例えば三連動で発生した場合、それぞれが単独で被害が出てきたものの単純な足し算になるのか、さらに複合的に被害が大きくなるのか、このあたりの想定はどのようになっていますか。

○東副大臣 お答えします。
委員御指摘のとおり、現在は、東海地震、東南海・南海地震の被害想定ということで別々に考えているわけですが、御指摘の、三連動のと

きどうなるかというのは、まだその結論は出ていません。

○石田(祝)委員 これはこれからだと思えます。被害想定ができて、それでどうしようということではありませんが、それをどう防ぐか、どう減災していくかという観点でやはり大事であります。しかし、現実の数字として、それはしっかりと当該の県がわかるようにはつきりとすべきではないかと思えます。

これは高知県の知事からお話があった点なんです、この三連動ということ考えた場合、現在の県と県の間の応援体制は、実は東海地震のときには高知県が静岡に支援に行くようになってい、こういうことらしいんですね。しかし、もう三連動ということが心配される状況ですから、そういう当該の三つの地域がお互いに支援に行くということは不可能ではないのか、こういう御指摘もありました。

この県間の即応支援体制について、私は、三連動を前提として見直すべきではないか、こう思いますが、この点について、いかがでしょうか。

○東副大臣 ちよつと時間をいただいて、結論がらいくとなかなか難しいので。

東海、それから東南海・南海地域を含むいわゆる南海トラフを対象とした地震については、先ほど御指摘のとおり、東海地震と東南海・南海地震、それぞれを対象として地震対策の大綱や広域応援の計画を作成するなど、対策を進めてきたところでもあります。

しかしながら、御指摘のとおり、東海・東南海・南海地震の三つが連動して発生する場合は念頭に置くと、広域応援について計画どおりの対応をするのは困難な面もあると考えられます。一方、東海・東南海・南海地震同時発生を想定した検討はできていないわけですから、その場合に備えた広域的な防災対策について早急に検討を開始することが必要と認識いたしております。

したがって、まずは、東海・東南海・南海地震について、同時発生も想定して、新たな地震動や

津波の高さの推計、そしてまた人的、物的な被害想定を行って、これをもとにして、東海・東南海・南海地震の三つの地震が同時に発生した場合を想定した広域応援体制などの具体的な対策について検討してまいりたいと思います。

今、石田委員御指摘のとおり、例えば東海地震が発生したときに、高知県から静岡県に消防の応援部隊が派遣される計画となっているわけですが、それは、この三連動が起きたときに不可能なんじゃないのかということ、それとありだろうと想定されます。しかし、今申し上げたことを踏まえた上で、新たなきちんとした支援計画をつくっていかなくちゃいけないと思っています。

○石田(祝)委員 済みません、最後に一言。地震は、いつ起きるかという研究はなされても、結局、地震の発生そのものをとめることはできないわけですね。ですから、三連動なら三連動が起きる、そういう前提で、どのように人命をいかに亡くなる人を少なくするか、被害を少なくするか、これしか我々はできないわけですから、そのところをぜひ、これからは想定外ということとはもう二度と私たちは使えないわけですから、地震がいつ起きるかわからない、そういう点も踏まえて十二分な対策をお願いして、質問を終わりたいと思います。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕
○中根委員長代理 次に、塩川鉄也さん。
○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。す。

本日は、東日本大震災における宅地の地盤被害対策について質問をいたします。
液状化被害とともに、盛り土の造成を行った団地で盛り土部分が崩壊して宅地被害が起こったり、あるいは人工擁壁が崩れたりする宅地地盤被害が多発生しております。

私はこの間、仙台市の青葉区折立団地や泉区北中山地区、また、福島県いわき市の常磐西郷町、茨城県東海村の南台団地、栃木県那須烏山市の鴻の台ニュータウンなど、このような各地の宅地地

盤被害の現場に足を運び、市長さんを初めとして自治体担当者の方のお話をお聞きし、何よりも被災者の切実な要望を伺ってまいりました。これを踏まえて質問するものであります。

最初に、国土交通省にお尋ねをいたします。東日本大震災における宅地被害状況についてですが、液状化による宅地被害件数が何件となっているのか、また液状化被害以外の盛り土造成地崩壊や擁壁崩壊などの宅地被害件数は何件に上るか、また、その場合、被害のあった都道府県は幾つに上るのか、この点についてお答えください。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。今般の大震災におきます宅地被害の状況についてお尋ねでございますが、去る七月二十二日より、国土交通省といたしまして、盛り土等の宅地の被害状況及び液状化による宅地の被害状況について、関係都県に対して調査を実施いたしました。

その調査結果によりまして、八月二十二日現在で、液状化被害以外の宅地の被害件数、今御指摘いただきましたように、具体的には、擁壁の崩壊ですとか、地すべりですとか、盛り土造成地の崩落といったような事象による被害でございますが、これが五千四百六十七件、液状化による被害件数は二万二千九百五十二件となっております。

また、宅地被害のあった都道府県数についてのお尋ねでございますが、液状化以外の宅地被害は十二県、液状化による被害が九都県にわたっているところでございます。

○塩川委員 今お答えいただきましたように、液状化の宅地被害は約二万三千件。これは、NHKスペシャルでも紹介された、世界最大規模と言われるものとなっております。同時に、きょうこれから取り上げます盛り土崩壊などによる宅地地盤被害も、五千件を超えるという大きな被害であります。

県別で見ますと、多い順で言いますと、宮城県で二千七百六十一件、茨城県で九百六十三件、福島県で九百七件というのが現在の数字であります。二千戸以上の被害が出ている仙台市の事例などはよく紹介もされておりますけれども、そこにとどまらず、十二県にも及ぶものとなっております。広域で大規模な被害となっております。

国土省に確認してお尋ねしますが、このような宅地地盤被害というのはかつてない規模の災害だと思いますが、その点いかがでしょうか。
○加藤政府参考人 お答え申し上げます。これまでも、震災で、例えば大規模盛り土の造成地が崩落するといったようなこと、あるいは液状化被害についても一部あったことは事実でございますが、今お尋ねのように、今回の大震災のように広範囲に、広域にわたって多数被害が生じているのは初めてのことでないかと考えております。

○塩川委員 初めてのことでいうより、最大規模の被害状況となっております。かつてない規模で宅地地盤被害の被災者が生じているわけです。平野大臣にお尋ねしますが、被災者の方には、宅地が崩れて、いつまた崩壊するかもわからないような不安の中で長期の避難生活を送っておられる方もいらっしゃる。復旧費用を考えると、とても将来の見通しが見えない不安の中にあるわけで、このような宅地地盤被害の被災者の置かれてある状況について、どのように受けとめておられるのか、その点についてまずお聞かせください。

○平野国務大臣 今委員から御指摘ありましたように、今回の大震災におきましては、広範な地域で、これまでにない規模での宅地被害が発生をしております。

こうした宅地被害につきましては、従来から、大規模盛り土造成地滑動崩落防止事業、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業等、これはいづれも国土交通省所管の事業でございますけれども、こういった事業によつての支援が行われております。

今、仙台市を初めとした、あるいは液状化の被害の発生した自治体を初めとして、この地域の復旧に対してできるだけだけの支援をお願いしたい、そういう強い要望を受けております。そういった要望も踏まえまして、今、この制度をどのようにするかということもあわせて国土交通省の中において鋭意検討されているものというふうに理解をしております。

○塩川委員 これまでにない規模での被害という御答弁でありました。一人一人の被災者の方に寄り添って考えたときに、やはり先の見えない不安の中にあるということとを我々はしっかりと受けとめなければならぬと思っております。

宅地の地盤被害、もとに戻すのにも一千万かかるかと言われているわけですし、被災者の資力だけでは解決できない状況があり、発災から五カ月を超えても、ほとんどの世帯が改修にも手をつけることができない状況にある。

先日、栃木の那須烏山市に伺いました。栃木県内で唯一仮設住宅を建設している、そういう意味でも宅地被害が多数出ている自治体でありますけれども、一戸建てで地盤被害を改修するのに二百万から六百万円かかる、その上物の家屋の改修というのはさらにお金がかかるということになりまして、とても負担できないという声が上がっているわけでもあります。

ですから、手がつけれないという点で、被災者にとつてみれば、いわば時がとまったような状況にあるというのが現状だということが言えると思っております。

ですから、平野大臣に重ねて伺いますけれども、こういった被災者の気持ちを受けとめるならば、過去最大規模の災害に見合った、従来の枠を超えた宅地地盤被害に対する支援策が必要じゃないのか、このことが求められていると思いませんか、大臣としてのお考えをお聞かせください。
○平野国務大臣 いわゆる民有地の被災に対しての支援をどこまでやるかということについては、

これはさまざまな御議論があるということについては委員も十分御承知のとおりかと思ひます。

その一方で、先ほど来議論されておりますように、今回の被害は非常に広域でありまして、滑落の規模あるいは液化化の規模もこれまでになかった規模で起こっております。そういう中で、災害復旧に当たつての公的な支援をどこまでやるべきか、これについては、やはり時間をかけず早急に結論を出すということが必要だということに思つております。

○塩川委員 国交省の市村政務官にお尋ねしますが、大島大臣も繰り返し、液化化被害対策とあわせて盛り土崩壊などの地盤被害についての支援策が必要だということをお述べられます。そういう点で、国交省としてはどうするつもりなのか。過去にない規模での宅地地盤被害に対して、過去にないような支援策が求められているわけですが、国交省として今の段階で考えていること、具体化しようと思つておられることについて、お答えください。

○市村大臣政務官 委員御指摘のように、これは未曾有の被害でありましたし、前例のない災害だということでありまして、前例なく取り組むべきだ、という考え方は基本だと思ひます。

ただ、いろいろな制度の中でこれを行うようになりますと、今いろいろ調査をしながら行つていくという点であります。もちろん、気持ちとしては、国交省としては一刻も早く復旧復興に結びつきたいということもありません。技術的にもいろいろ研究もしておりますから、それもやりたいという国交省の皆さんの気持ちはあります。

しかしながら、これは議論としては、やはりそれがこの費用を負担するのとかいうところになる。私は思ひますので、これにつきましても、また、この国会も含めていろいろ議論をしていただいで、何に対して、だれが何をどう負担していくのかということにつきましても、いろいろと御指導賜れば幸いだと思ひます。

○塩川委員 費用負担の問題というのは、そもそも

も、面的に被害を受けているわけですから、その地域全体の公共性を担保する上でも、宅地地盤被害に対して支援するということは公共性がある。二次災害を防止する、そういう観点も含めてしっかりとした公的支援を行うというのは、上物だけではなくて、宅地も含めて住環境をきちんと整えることこそ今政治が行うべき仕事だ、このことを強く求めておきます。

今、市村政務官がおっしゃつたように、前例のない、こういう被害でありますから、今までにない災害だからこそ今までにない踏み込んだ支援策が必要だということをお述べられておられます。

あわせて、市村政務官も一刻も早く復旧復興に結びつきたいとおっしゃつておられたわけですが、れども、そうであるならば、今何をやっていくのかということが問われてくるわけで、これまでどういった宅地地盤被害についてとってきた対策と、これは直ちにどう必要がある。

那須烏山市でも、市長さんもおっしゃつておられますが、被災宅地をそのまま放置すると、余震ですとか雨などによる、さらなるがけ崩れや擁壁、住宅の倒壊など、二次災害の危険性が高くなる、一刻も早く対策をとりたいということ、市としての独自の助成策をつくつたわけであり、最大三百万円の助成策という点でのそういう積極的な取り組みを行っているわけですが、これは、国は何をやっているのか。

この点では、二次災害防止のためにも、やれることは今すぐ行う必要があるという点で、中越地震のときには、大臣も先ほど触れておられました。ような災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業とか、災害関連地域防衛がけ崩れ対策事業について、人工斜面も対象にし、がけの高さも三メートル以上にするなどの要件緩和を行う特別措置を実施して被災者の支援に活用をいたしました。これは既に過去に行つた実例があるわけですね。

それなのに、今回また、この特別措置をやるにはどういふことなのか。

しょうか。大臣なり国交省なり、お答えいただけますか。

○平野国務大臣 そういつた過去の例もございませう。そして、先ほど申しましたように、繰り返しで恐縮ですが、今回の災害の規模、前例のない規模であるということでありまして、いわゆる民有地に対する支援、その範囲ということについて、どこまでやるかということを中心に今議論をされているというふうな承知しております。

いづれ、これは、被災者の立場に立て、立つことが必要ではないかという議員の御指摘が先ほどございましたけれども、被災者の立場に立てば、一日も早い復旧復興の姿が見えてくる。

その前提として、制度がどういふ状況になつていくか、これがまだ確定していないということでありまして、被災者にとつては将来も見通せないということになりますので、先ほど申しましたように、検討すべきことについては早急に検討して結論を出して、それを地域に示して、そこから復旧計画をつくつていただくことを急がせたいというふうな思つております。

○塩川委員 過去最大規模の災害に対応するかつてない支援策を行うということが、実績のある特例措置、これだつてすぐできるはずじゃありませんか。なぜやらないんですか。直ちにやるということがなぜ言えないんですか。その点について、国交省、いかがですか。

○市村大臣政務官 今、平野復興大臣の方から、前向きにといいますが、そういう前例のないものに対しては前例なくやつていくということでありまして、今その大臣のお言葉をしっかりと受けとめて、また国交省として、直ちにという表現ではなくて、一刻も早く復旧復興に資するような対策を打ち出してまいりたいと思つております。

○塩川委員 これまでにない支援策をとる上で必要な検討、具体化を行うということは求められているわけですが、過去やつたことがあるよ

うな特例措置は今すぐできるはずで、それすらやつていないということが被災地の被災者の皆さんの復旧復興をおくらせる問題につながっているんじゃないのか。その政府の姿勢が問われているんだということを強く申し上げておきます。

述べましたように、かつてない規模の災害、二次災害の危険もある、被災者だけでは負担が大きくて前に進めない、従来の枠を超えた支援策が必要で、宅地被害者の生活再建のために、今までにない踏み込んだ支援策を行うことを強く求めて、質問を終わります。

○中根委員長代理 次に、重野安正さん。

十分という時間をいただいておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

私は総務委員会にも入つていますが、先般の総務委員会、地域の自主性及び自立性を高めるための改革についての法案審議を行いました。非常に多くの法案改正が行われることになりました。防災関係でも二十を超える法律の改正が含まれております。その多くは、義務づけ、枠づけの見直しのうち、計画等の策定及びその手続の見直しに関するもので、防災計画の策定について、これまでの義務規定から努力義務規定への変更が行われております。しかし、こうした変更が適切なものなのか、私は疑問を感じておられる。

先日の総務委員会でも、この点について申し上げたところでもあります。東副大臣からは、国から言われなくてもやるのは当然、こういう答弁がありました。

義務規定でも努力義務規定でも同じことだといふのであれば、わざわざ義務規定を努力義務規定にする意味がないんじゃないか、防災という国民の生命財産に直結するものである以上、私は、義務とすべきではないか、このように思ひます。努力義務にするに比べて誤ったメッセージを送つてしまうことになるのではないかと危惧しております。

今は東日本大震災直後であり、防災意識も高まっていることから、計画をつくらないという自治体はまずないと思います。しかし、将来にわたって本当に大丈夫なのか。天災は人の記憶が薄れたころに発生するという言葉もございます。今回の変更で自治体の防災体制にさきかも不備が生じてはならないと考えるんですが、その点について、大臣のお考えを伺います。

○平野国務大臣 お尋ねの件につきましては、私も東副大臣と同様の意見を持ち合わせているところでございます。

今回の義務づけ、枠づけの見直しによる法改正は、地域主権戦略大綱を踏まえて行ったものであるというふうに理解をしております。地域防災会議等の自主的かつ積極的な検討を促す、そういう観点から行われるものであるというふうに理解をしております。

しかしながら、防災に関しましては、このような国の義務づけ、枠づけの見直しがあったからといって、防災対策が後退することがあってはならないというのはいくらもございませぬ。防災行政は国民の生命身体等にかかわる最重要の行政分野でありまして、国及び地方公共団体の責務が変わるものではないと認識をしております。

むしろ、今回の義務づけ、枠づけの見直しの趣旨にかんがみれば、国から命令されるからやるということではなくて、自治体は自発的に防災行政の一層の充実に取り組んでいかなければならないと考えております。私が申し上げるまでもなく、各自治体の首長さん、自治体はそういう方向でしっかりと取り組んでいただいているというふうには私は理解をしております。

○重野委員 東副大臣も同様の趣旨の発言でございました。役所は、それが義務づけなのか、あるいは努力義務づけなのかという、このことが非常に違うんですよな。

私が懸念するのは、今、地方自治体の力は間違なく落ちています。それは、この間の平成の大

合併で、私の選挙区でも、合併した市の中心部の状況というのはそう変化はない、しかし、周辺部の村、例えば人口三千ぐらいの村が合併するわけですね。この間のわずかの時間の経過の中でも、そういう周辺部の、例えば道路一つとってみても、道路の周辺の草刈り問題一つとってみても、もう手が届かないんですよ。それで、もう道路に砂利が敷き詰まっているような道路があるんですね、山からころころ石が落ちてくる。聞いてみると、金がない。

私は、そういう意味で、防災体制においても同様なことが起こるのではないかと懸念するんですよ。そういうふうな、少子高齢化社会の進行というものが今地方に与える影響というのは物すごく大きいんですよ。そのことが今回の地域主権という名のもとでの法改正でどのように認識されているのか、どういうふうな認識をしてこのことが語られたのかという点について、私は本当に不安を感じるのであります。

そういう認識についてはどうですか、大臣。
〔中根委員長代理退席、委員長着席〕

○平野国務大臣 まず、防災の主体は地域が担うというこの原則は変わらないだろうと思っております。

その一方で、確かに、特に地方においては高齢化が進んでおります。人口減少の波も、強い波が押し寄せてきております。そういう中で、災害に強い地域づくりをどうするか、多分、自治体単独ではできないこととできないことがあるかと思っております。だからこそ、自治体間の連携も図らなければなりませんし、それに対しての国のいろいろな支援も必要だと思っております。

例えば、今回の東日本大震災の例を見ますと、水道の復旧、これは非常に早かったというふうには私は思っています。それは、従来から水道の関係の仕事をする方々は、自治体間で協定を結んでおります。どこかで災害があったら、すぐにそこに出動する、そういったことは、消防団の中においても、あるいは自治体間の行政の分野においても

見られます。こういったことに関しては、引き続き強化をする必要があるというふうに思っております。

さらに、もう一つつけ加えさせていただきますと、自治体が主体ではございませんけれども、今回の津波の中で忘れてならないことは、自治体自体が、自治体の機能自体が被災をしようというふうなこともございました。役所全体が被災をして、役所の機能が果たせなくなりました。こういったところには、これは県もしくは国が責任を果たす、そういった観点も必要だということに思っております。まして、主体はあくまでも自治体、しかし、やはり県、国との連携も深める、そういったことが大事だということに思っております。

○重野委員 この問題は非常に重い意味がありまして、今後ともいろいろと意見していきたいと思っております。

では、次に移ります。

先般の新潟・福島豪雨災害について尋ねます。まず、気象庁に尋ねますが、今回の水害を引き起こした豪雨では、降り始めからの雨量が千ミリを超える箇所も出たという報道もありました。

大雨が長時間にわたって降り続いた今回の豪雨の特徴を気象庁としてはどのように総括しているのか、また、こうした豪雨は、今後も全国で発生し得るものなのかどうか、尋ねます。

○西出政府参考人 一般の大雨についてはございませぬけれども、七月二十八日から三十日にかけて北陸地方に前線が長時間停滞し、非常に湿った空気が持続的に流れ込んだため、大気的不安定な状態が長く続き、新潟県、福島県会津地方で記録的な大雨となりました。

同様の気象現象になった場合に、今後もこのような大雨が降る可能性はございます。

○重野委員 気象庁としての認識を聞いたんですけれども、集中豪雨という言葉は従前もあつたんです。従前の集中豪雨の発生形態と、現在の集中豪雨の発生形態、あるいはメカニズムとか、そこら辺に違いがあるかどうか。

○西出政府参考人 同じ地域では、平成十六年に同様な豪雨がございました。このときと比較しますと、先ほども申しましたように、大気的不安定な状態が長く続いたというところに今回の特徴がございまして、降った雨の量が申しますと、前回、平成十六年の豪雨と比べますと一・五倍程度降ったという認識でございまして。

ただ、メカニズムとしては、同様なメカニズムで起こった、それが今回は前回よりも長く続いた、そういう認識でございまして。

○重野委員 形だとかメカニズム等々については、単にいわれる雨の降った時間が長かったというところで整理されているということですね。中身や発生形態とか、そんなものに違いがあるわけではない、そういうことですね。はい、わかりました。

以上で終わります。

○吉田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時三十九分散会

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正) 第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(譲渡等の禁止) 第五条の二 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(被災者生活再建支援法の一部改正)

第二条 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十一条」を「第二十条の二」に改める。
第五章中第二十一条の前に次の一条を加える。

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二(同法第九条において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。
(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であつて、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となつた者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確保するため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1 東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなつた者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなつた東日本大震災関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理由

東日本大震災関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年九月一日印刷

平成二十三年九月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局